

葉山町いけがき設置等助成要綱

(平成6年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、みどり豊かな生活環境づくりの推進と防災的見地から、いけがきの設置及びいけがきを設置するためのブロック塀等の撤去（以下「いけがき設置等」という。）に対し助成金を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) いけがきとは、樹高のほぼ均一な樹木を列状に密に植栽したものをいう。また、助成対象となるいけがきの基準は、次に掲げるとおりとする。

ア 長さの合計が、3メートル以上であること。

イ 土台の高さが70センチメートル以下であり、植栽が道路側から確認できるものであること。

ウ 植栽位置は、道路境界又は隣地境界より50センチメートル以上内側であること。

エ 植栽する樹木は、樹高50センチメートル以上であること。

(2) ブロック塀等とは、ブロック又はコンクリートによりつくられた塀等をいう。

(3) ブロック塀等の撤去とは、いけがきを設置するために、既存のブロック塀等を撤去することをいう。

(助成対象)

第3条 町長は、町内に住宅用敷地を所有する者又はいけがき設置等について所有者の同意を得た管理者で、当該敷地にいけがき設置等をするものに対し助成する。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 販売を目的とするもの

(2) 既存のいけがきの植え替えを行うもの

(3) 事業者が行うもの（事業を営む個人が自ら居住する住宅用敷地に設置等をするものを除く。）

(4) 葉山町まちづくり条例に規定される植栽の確保のために設置するもの

2 前項に規定する助成は、予算の範囲内で行なうものとする。

(助成金額)

第4条 いけがき設置に対する助成金額は、設置にかかった費用の2分の1（1メートルにつき3,000円を上限）とし、1敷地につき60,000円を限度とする。

2 ブロック塀等の撤去に対する助成金額は、撤去にかかった費用の2分の1（1メートルにつき7,000円を上限）とし、1敷地につき140,000円を限度とする。

3 助成対象となるいけがき及びブロック塀の長さは、道路に接する部分を合計し、1メートル未満は切り捨てとする。また、助成金額は、100円未満を切り捨てとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、いけがき設置等に着手する前に、いけがき設置等助成金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

(助成金の内定通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び現地確認を行い、適否を決定のうえ、いけがき設置等助成金交付内定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(完了届)

第7条 前条の規定による内定通知を受けた者は、速やかにいけがき設置等に着手し、工事完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、いけがき設置等完了届（第3号様式）に工事に係る領収書を添え、町長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、当該工事の完了確認を行い、適否を決定のうえ、いけがき設置等助成金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に基づき、助成金を交付するものとする。

（遵守事項）

第9条 助成金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） いけがきの設置工事を完了した日から5年間は、いけがきとして活用すること。
- （2） 枯損の防止、病虫害の除去、道路へのはみ出し防止等いけがきの良好な管理育成に努めること。

（交付決定の取消し等）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金交付内定及び決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- （1） 申請について不正行為があったとき。
- （2） 前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- （3） 当該年度内にいけがき設置等を完了できないとき。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にされているこの要綱による改正前の葉山町いけがき設置等助成要綱の規定による申請その他の行為は、この要綱による改正後の葉山町いけがき設置等助成要綱の規定による申請その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。